

積立定期預金「のびのび子育て」

対象商品	●積立定期預金<複利確定日型>
ご利用頂ける方	●高校生以下のお子さんがある保護者（個人）の方で、かつ、組合員または組合員資格を有する方 (個人事業主の方及び法人はご利用できません)
取扱形態	●通帳式
期間	●1年以上15年以下 (ただし、満期日は対象のお子さんが高校を卒業する年度の年度末までとなります)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	●口座振替（毎月、2か月ごと、又は3か月ごとの指定する日）、店頭・ATM等により随時お預け入れいただけます。 ●1,000円以上
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 金利情報の入手方法	●各預入時における満期日までの期間に応じた期日指定定期預金またはスーパー定期の店頭表示金利に適用金利を上乗せします。 (平成28年7月1日現在0.1%上乗せ) ●各定期預金の利払いに準じます。 ●各定期預金の利息計算方法を適用します。 ●金利については窓口でお問い合わせください。
一部払戻	●積立金の一部を途中で払戻することができます。ただし、通帳記載の積立期限までに限ります。
税金	●20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）となります。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
中途解約時の取扱	●期日指定定期預金およびスーパー定期の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
手数料	_____
確認書類	●契約者の本人確認書類、お子さんの本人確認書類
本人確認方法及び確認項目	●契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類と当組合所定の「申告シート」の提出を受け、本人確認書類と照合のうえ対象となるお子さんの生年月日を確認するものとします。
苦情処理措置・紛争解決措置	● 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時

	<p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)</p>
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none">●マル優の取扱いができません。●満期日以降の利息は解約日における普通預金金利により計算します。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none">●1世帯あたり高校生以下のお子さんの人数までご契約する事ができます。●預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。●金利情勢の大幅な変化がある場合は取扱いを中止又は上乗せ金利の適用金利を見直す場合があります。

平成29年4月1日現在